平成２３年（フ）第６７０号
栃木県宇都宮市駒生町1401番地　杉山ハイツ３―101号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町1892番地31
債務者　弓下　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７１号
栃木県宇都宮市駒生町1401番地　杉山ハイツ３―101号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町1892番地31
債務者　弓下　光子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７３号
栃木県宇都宮市陽東１丁目４番21号
債務者　早川　　清
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７４号
栃木県宇都宮市東原町２番10号
債務者　和田　博之
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７８号
栃木県宇都宮市長岡町455番地２、住民票上の住所栃木県芳賀郡芳賀町大字東水沼2321番地41
債務者　佐藤　賢二
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８０号
栃木県那須烏山市滝田1334番地
債務者　柏木　　進
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８１号
栃木県芳賀郡茂木町大字町田1380番地
債務者　石田　さえ
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８２号
栃木県宇都宮市駒生町3369番地１　レジデンスＲＳ307、前住所栃木県宇都宮市江曽島町1438番地１　カーサ・ビエント101号
債務者　鈴木さなえ（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１４１号
宮城県黒川郡大和町吉田字上桧木99番地の１
破産者　有限会社オレンジロード大和
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
長野県須坂市大字豊丘1138番地
破産者　有限会社ナガノプレシジョン
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３００号
三重県四日市市坂部が丘２丁目１番地71
破産者　伊藤　健二
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
神戸市兵庫区荒田町３丁目61番６号
破産者　羽生　俊男
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４４号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目９番４号
破産者　有限会社大栄精機
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７４号
兵庫県姫路市広畑区吾妻町１丁目27番地１岩ハイツ102号
破産者　近藤　淳二
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６０４号
愛知県一宮市木曽川町黒田字寺東１番地
破産者　栄光電子株式会社
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３３号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西茶原29番地の５
破産者　有限会社ナガタセンイ
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６２号
京都府舞鶴市字浜835番地の２
破産者　有限会社村田金松商店
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係